

2025沖縄南城セレクション応募要項

（目的）

南城市の活性化を図るために「沖縄南城セレクション」を創設し、市の地域資源等を活用して開発された優良な推奨品を認定し、消費者の信頼を高めることにより、その商品の普及と需要増を図り市内の農漁業及び商工・観光業の振興に資することを目的とする。

（対象品目）

2025年度は、下記の対象品目とする。

- （１）食品部門（農産加工品、畜産加工品、水産加工品、健康食品、飲料、菓子等）
- （２）非食品部門（木工品、陶磁器、家具、日用品、繊維製品、民芸品、装飾品、体験メニュー、その他）

（応募期間）

2025年4月14日（月）から2025年5月16日（金）17時まで

（申請者の条件）

認定を受けようとする者は、下記のいずれかの要件を満たす者であること。

- （１）個人：市内在住又は市内に生産若しくは製造拠点が存在すること。
- （２）法人：市内に所在又は市内に生産若しくは製造拠点が存在すること。

（認定基準）

沖縄南城セレクションの認定基準は次の事項に該当するものとする。

- （１）南城市の地域資源（原材料、歴史、文化、風土、風俗、行事、技術、景観等）を活用し、素材 特性を十分生かしているものであること。
- （２）食品表示法、容器包装リサイクル法等、商品製造に係る法令を遵守していること。
- （３）消費者ニーズを把握しており、市場拡大の可能性のあるものであること。
- （４）他の類似商品と比較し独自性や将来性があり、ある程度量産できるものであること。
- （５）南城市のウェルネスツーリズム等、観光振興の推進に寄与するものであること。
- （６）その他、委員会で定める基準

※ウェルネスツーリズムとは

旅先でのスパ、ヨガ、瞑想、フィットネス、ヘルシー食、レクリエーション、交流などを通して、心と体の健康に気づく旅、地域の資源に触れ、新しい発見と自己開発ができる旅、原点回帰し、リフレッシュし、明日への活力を得る旅のこと。

（認定申請）

認定を受けようとするものは、南城セレクション申請書（様式第1号）を審査委員会へ提

出すること。

申請できる商品数は、1 個人もしくは1 法人あたり原則1 商品までとする。

（認定）

申請のあった商品については、審査委員会で1次審査（書類審査）を行う。1次審査を通過した商品は2次審査（公開審査）を行い、審査結果を受けて、原則5商品を認定しそのうち1商品を最優秀賞とし、沖縄南城セレクション認定証を交付する。

また、認定期間は3年間とする。

沖縄南城セレクションとして認定を受けた者は、次に掲げる場合に認定更新申請書（様式第2号）を提出しなければならない。

- （1）当該認定商品の認定期間終了後も引き続き認定の更新を希望する場合
- （2）認定商品の名称、意匠、規格等に変更がある場合

（認定の表示等）

認定証の交付を受けた者は、当該商品の販売、PRを目的として、委員会が別に定める認定ロゴマークの表示及び認定ロゴシールの貼り付けをすることができる。認定ロゴシールは市において予算の範囲内で製作し、支給する。

（認定の取り消し）

認定を受けた者が、次の各号のいずれかに該当する場合、委員会の審議により認定を取り消すことができる。

- （1）虚偽又は不正な手段で認定を受けたとき。
- （2）認定証等を不正に使用したとき。
- （3）認定商品としての信用を著しく害する行為があったとき。
- （4）認定更新申請書を提出せず、名称、意匠、規格等大幅な変更をしたとき。
- （5）認定基準の不適合が明らかになったとき。
- （6）生産終了かつ販売終了したとき。

（認定の特典）

認定の特典には次のことが掲げられる。

- （1）南城市、南城市商工会、南城市観光協会等が主催する物産展や祭、イベントに本市が推奨する商品として紹介する。
- （2）パンフレットやチラシ、南城市ホームページ等で広く紹介する。

■認定申請書類 チェックリスト

	書類名	チェック欄 (○をつける)
1	沖縄南城セレクション認定申請書（様式第1号）	
2	営業許可証（写し）	
3	PL 保険等の加入証明（写し）	
4	HACCP 認証取得を証明できる書類又は、衛生管理に関する取り組みが分かる書類（写し）（食品部門のみ）	

※食品部門に関しては、基本的に営業許可証と PL 保険等の加入が必須となります。

【お問合せ先】

南城市役所 観光商工課

担当：杉森、平田

TEL：098-917-5387